



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *9 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 1
- *10 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 7

規 則

和歌山県規則第9号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則 (平成7年和歌山県規則第80号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(請書)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の請書には、入居決定者の印鑑登録証明書及び緊急連絡人 (条例第11条第1項第1号に規定する緊急連絡人をいう。以下同じ。) の印鑑登録証明書を添えなければならない。</p> <p>3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、<u>第1項の請書に緊急連絡人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>(緊急連絡人)</p> <p>第8条 条例第11条第1項第1号の規則で定める資格は、原則として入居決定者の親族であることとする。</p> <p>2 入居者は、緊急連絡人が死亡したとき、緊急連絡人が前項に規定する資格を欠くに至ったとき、又は緊急連絡人の変更を要するときは、直ちに、新たに同項に規定する資格を備えている<u>緊急連絡人</u>を定めて知事の承認を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定による知事の承認を受けようとする入居者は、変更後の緊急連絡人となるべき者の印鑑登録証明書を添付した特定公共賃貸住宅緊急連絡人変更承認申請書 (別記第4号様式) を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 入居者は、緊急連絡人が住所、氏名等を変更したときは、直ちに特定公共賃貸住宅緊急連絡人住所氏名等変更届 (別記第5号様式) を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(請書)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の請書には、入居者の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の所得を証明する書類及び印鑑登録証明書を添えなければならない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第8条 条例第11条第1項第1号の規則で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>原則として入居決定者の親族であること。</u></p> <p>(2) <u>確実な保証能力を有する者であること。</u></p> <p>2 入居者は、<u>連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が前項に規定する資格を欠くに至ったとき、又は連帯保証人の変更を要するときは、直ちに、新たに同項に規定する資格を備えている連帯保証人</u>を定めて知事の承認を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定による知事の承認を受けようとする入居者は、変更後の連帯保証人となるべき者の印鑑登録証明書及び所得を証する書類を添付した特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書 (別記第4号様式) を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 入居者は、<u>連帯保証人が住所、氏名等を変更したときは、直ちに特定公共賃貸住宅連帯保証人住所氏名等変更届 (別記第5号様式) を知事に提出しなければならない。</u></p>

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第7条関係)

請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

入 居 現住所

決定者 氏 名

印

緊 急 住 所

連絡人

電話番号 () -

氏 名

印

[勤務先又は職業]

電話番号 () -

特定公共賃貸住宅 団地 号棟 階 号室入居中は和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成7年和歌山県条例第45号。以下「条例」という。）及び和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則（平成7年和歌山県規則第80号。以下「規則」という。）の定めるところに従いその義務を誠実に履行することを誓約いたします。

また、条例及び規則の規定に違反したときは、知事の指定した職員等（条例第31条第1項の規定により知事が指定した職員、第30条に規定する住宅管理人その他の特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。）が緊急連絡人に対し、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

なお、緊急連絡人は、入居決定者が条例及び規則の規定に違反した場合には、知事が行う是正措置及びその指導に協力し、入居決定者が知事に無断で特定公共賃貸住宅を立ち退いた場合には、入居決定者に代わって特定公共賃貸住宅明渡届出書の提出を行い、及び入居決定者に係る家財等の処分について県に協力します。

1 家 賃 金 円

ただし、条例第12条の規定により家賃の額が変更されたときはその額とする。

2 敷 金 金 円（3月分の家賃に相当する額）

- 添付書類 1 入居決定者及び緊急連絡人の印鑑登録証明書（各自1通）
 2 敷金納付済み領収証書
 3 誓約書及びその他必要書類

別記第4号様式 (第8条関係)

特定公共賃貸住宅緊急連絡人変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

団地住所
 (団地 号棟 階 号室)
 氏 名 印
 電話番号 () -

下記のとおり、緊急連絡人を変更したいので、和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則(平成7年和歌山県規則第80号。以下「規則」という。)第8条第3項の規定により申請します。

また、和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成7年和歌山県条例第45号。以下「条例」という。)及び規則の規定に違反したときは、知事の指定した職員等(条例第31条第1項の規定により知事が指定した職員、第30条に規定する住宅管理人その他の特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。)が緊急連絡人に対し、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

なお、新緊急連絡人は、入居者が条例及び規則の規定に違反した場合には、知事が行う是正措置及びその指導に協力し、入居者が知事に無断で特定公共賃貸住宅を立ち退いた場合には、入居者に代わって特定公共賃貸住宅明渡届出書の提出を行い、及び入居者に係る家財等の処分について県に協力します。

記

新緊急 連絡人	ふりがな 氏 名	実印	生年 月日	年 月 日生
	住 所		(電話番号 - -)	
	勤 務 先 又は職業		入 居 者 との関係	
旧緊急 連絡人	氏 名			
	住 所			
変 更 理 由				

添付書類 新緊急連絡人の印鑑登録証明書

備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記第5号様式中「特定公共賃貸住宅連帯保証人住所氏名等変更届」を「特定公共賃貸住宅緊急連絡人住所氏名等変更届」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(連帯保証人である者の取扱いに関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に特定公共賃貸住宅に入居している者の連帯保証人である者の取扱いについては、この規則による改正後の和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第8条の規定にかかわらず、この規則による改正前の和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第8条の規定の例による。この場合において、旧規則第8条第2項中「前項」とあるのは「和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年和歌山県規則第9号）による改正前の和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第8条第1項」と、「同項」とあるのは「和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則による改正後の和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第8条第1項」と、「連帯保証人を定めて」とあるのは「緊急連絡人を定めて」とし、同条第3項中「変更後の連帯保証人」とあるのは「変更後の緊急連絡人」と、「印鑑登録証明書及び所得を証する書類」とあるのは「印鑑登録証明書」と、「別記第4号様式」とあるのは「附則別記様式」とする。
(連帯保証人の資格に関する経過措置)
- 3 この規則の施行の日前に連帯保証人になった者の資格については、なお従前の例による。

附則別記様式 (附則第2項関係)

特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

団地住所
 (団地 号棟 階 号室)
 氏 名 印
 電話番号 () -

下記のとおり、連帯保証人を緊急連絡人に変更したいので、和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (令和2年和歌山県規則第9号) 附則第2項の規定により同規則による改正前の和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則 (平成7年和歌山県規則第80号。以下「規則」という。) 第8条の規定の例によることとされた同条第2項の規定に基づき申請します。

また、和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例 (平成7年和歌山県条例第45号。以下「条例」という。) 及び規則の規定に違反したときは、知事の指定した職員等 (条例第31条第1項の規定により知事が指定した職員、第30条に規定する住宅管理人その他の特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。) が緊急連絡人に対し、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

なお、緊急連絡人は、入居者が条例及び規則の規定に違反した場合には、知事が行う是正措置及びその指導に協力し、入居者が知事に無断で特定公共賃貸住宅を立ち退いた場合には、入居者に代わって特定公共賃貸住宅明渡届出書の提出を行い、及び入居者に係る家財等の処分について県に協力します。

記

緊急 連絡人	ふりがな 氏 名	実印	生年 月日	年 月 日生
	住 所		(電話番号 - -)	
	勤 務 先 又は職業		入 居 者 との関係	
連 帯 保証人	氏 名			
	住 所			
変 更 理 由				

添付書類 新たに緊急連絡人となる者の印鑑登録証明書

備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

和歌山県規則第10号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請書) 第4条 略</p> <p>2 前項の県営住宅の入居の請書には、入居決定者の印鑑登録証明書及び緊急連絡人（<u>条例第12条第1項第1号に規定する緊急連絡人をいう。以下同じ。</u>）の印鑑登録証明書その他知事が<u>緊急連絡人</u>について次条に規定する資格を有するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。</p> <p>(緊急連絡人) 第5条 条例第12条第1項第1号（<u>条例第47条において準用する場合を含む。</u>）の規則で定める資格は、<u>原則として入居決定者の親族であることとする。</u></p> <p>(緊急連絡人の変更の承認) 第6条 入居者は、<u>緊急連絡人が死亡したとき、緊急連絡人が前条に規定する資格を欠くに至ったときその他緊急連絡人を変更する必要があるときは、直ちに、新たに前条に規定する資格を有する緊急連絡人を定めて知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による知事の承認を受けようとする入居者は、<u>新たな緊急連絡人の連署する県営住宅緊急連絡人変更承認申請書（別記第4号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の県営住宅緊急連絡人変更承認申請書には、<u>新たな緊急連絡人となるべき者の印鑑登録証明書その他知事が緊急連絡人について前条に規定する資格を有するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(緊急連絡人の住所等の変更の届出) 第7条 入居者は、<u>緊急連絡人の住所若しくは氏名又はその勤務先が変更されたときは、直ちに県営住宅緊急連絡人住所等変更届出書（別記第5号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(入居の承継) 第13条 略 2～4 略</p> <p>5 前項の県営住宅の入居の請書には、<u>承継人の印鑑登録証明書及び緊急連絡人の印鑑登録証明</u></p>	<p>(請書) 第4条 略</p> <p>2 前項の県営住宅の入居の請書には、入居決定者の印鑑登録証明書並びに<u>連帯保証人の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類その他知事が連帯保証人について次条に規定する資格を具備するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(連帯保証人) 第5条 条例第12条第1項第1号（<u>条例第47条において準用する場合を含む。</u>）の規則で定める資格を有する<u>連帯保証人は、次の各号（知事が特に認める場合にあつては、第2号及び第3号）の資格を具備する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入居決定者の親族であること。</u></p> <p>(2) <u>未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと</u></p> <p>(3) <u>確実な保証能力を有すると知事が認める者であること。</u></p> <p>(連帯保証人の変更の承認) 第6条 入居者は、<u>連帯保証人が死亡したとき、連帯保証人が前条に規定する資格を欠くに至ったときその他連帯保証人を変更する必要があるときは、直ちに、新たに前条に規定する資格を具備する連帯保証人を定めて知事の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による知事の承認を受けようとする入居者は、<u>新たな連帯保証人の連署する県営住宅連帯保証人変更承認申請書（別記第4号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の県営住宅連帯保証人変更承認申請書には、<u>新たな連帯保証人となるべき者の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類その他知事が連帯保証人について前条に規定する資格を具備するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>(連帯保証人の住所等の変更の届出) 第7条 入居者は、<u>連帯保証人の住所若しくは氏名又はその勤務先が変更されたときは、直ちに県営住宅連帯保証人住所等変更届出書（別記第5号様式）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>(入居の承継) 第13条 略 2～4 略</p> <p>5 前項の県営住宅の入居の請書には、<u>承継人の印鑑登録証明書並びに連帯保証人の印鑑登録証</u></p>

書その他知事が緊急連絡人について次項に規定する資格を有するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。

- 6 条例第14条第2項第1号(条例第47条において準用する場合を含む。)の規則で定める資格は、原則として承継人の親族であることとする。

別記第3号様式(第4条、第13条関係)
(表)
県営住宅の入居の請書

略

- 1 入居決定者()は、次に掲げる県営住宅への入居に当たり、当該県営住宅の使用に関し和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。)及び和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。)の規定並びに下記事項を堅く守ることを緊急連絡人との連署をもって誓約します。

略

(1)~(7) 略

- (8) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)の承認を得ます。

ア この請書の緊急連絡人を変更しようとするとき。

イ~エ 略

- (9) 次に掲げる場合は、知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)に届け出ます。

ア 略

イ 緊急連絡人の住所若しくは氏名又はその勤務先に変更があったとき。

ウ~キ 略

(10) 略

- (11) 条例及び規則の規定並びに上記事項に違反したときは、公営住宅監理員等(条例第55条第1項に規定する公営住宅監理員、同条第3項に規定する県営住宅管理人その他の県営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。)が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

- 2 緊急連絡人甲()、乙()及び丙()は、次の事項を堅く守ります。

(1) 略

明書及びその収入を証明する書類その他知事が連帯保証人について次項に規定する資格を具備するか否かについて審査するために必要があると認める書類を添付しなければならない。

- 6 条例第14条第2項第1号(条例第47条において準用する場合を含む。)の規則で定める資格を有する連帯保証人は、次の各号(知事が特に認める場合にあつては、第2号及び第3号)の資格を具備する者でなければならない。

(1) 承継人の親族であること。

(2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 確実な保証能力を有すると知事が認める者であること。

別記第3号様式(第4条、第13条関係)
(表)
県営住宅の入居の請書

略

- 1 入居決定者()は、次に掲げる県営住宅への入居に当たり、当該県営住宅の使用に関し和歌山県営住宅条例(平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。)及び和歌山県営住宅条例施行規則(平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。)の規定並びに下記事項を堅く守ることを連帯保証人との連署をもって誓約します。

略

(1)~(7) 略

- (8) 次に掲げる場合は、あらかじめ知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)の承認を得ます。

ア この請書の連帯保証人を変更しようとするとき。

イ~エ 略

- (9) 次に掲げる場合は、知事(市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長)に届け出ます。

ア 略

イ 連帯保証人の住所若しくは氏名又はその勤務先に変更があったとき。

ウ~キ 略

(10) 略

- 2 連帯保証人甲()、乙()及び丙()は、次の事項を堅く守ります。

(1) 略

(2) 次に掲げる場合には、入居決定者と連帯してその債務を負担し、又はその行為により生じた修繕若しくは原状回復に要する費用の負担義務その他県に生じた損害を賠償する義務を負うことを承諾します。

ア 入居決定者が家賃その他の県営住宅の使用に関し県に支払うべき金銭を滞納したとき。

イ 入居決定者が負担すべき県営住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。

ウ 入居決定者が知事(市町村長、和歌山

(2) 略

(裏)

略

略

緊急連絡人 (甲)

略

緊急連絡人 (乙)

略

緊急連絡人 (丙)

略

添付書類 1 略

2 緊急連絡人の印鑑登録証明書

3 略

県住宅供給公社理事長) に無断で県営住宅を立ち退いたとき。

エ その他入居決定者が条例及び規則の規定並びに1の記に掲げる事項に違反したとき。

(3) 略

(裏)

略

略

連帯保証人 (甲)

略

連帯保証人 (乙)

略

連帯保証人 (丙)

略

添付書類 1 略

2 連帯保証人の印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類

3 略

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式 (第6条関係)

県営住宅緊急連絡人変更承認申請書

年 月 日

様

住 所

(団地 号棟 階 号室)

氏 名

印

電話番号 () -

年 月 日付けで知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社理事長に提出した県営住宅の入居の請書について、下記のとおり緊急連絡人を変更したいので、和歌山県営住宅条例施行規則 (平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。) 第6条第1項の規定により申請します。

なお、和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。) 及び規則の規定並びに 年 月 日付けで知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社理事長に提出した県営住宅の入居の請書の1の記 (以下「請書1の記」という。) に掲げる事項に違反したときは、公営住宅監理員等 (条例第55条第1項に規定する公営住宅監理員、同条第3項に規定する県営住宅管理人その他の県営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。) が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

記

1 県営住宅の団地名及び住宅番号

団地 号棟 階 号室

2 旧緊急連絡人の氏名及び新緊急連絡人の氏名

(1) 旧緊急連絡人の氏名

(2) 新緊急連絡人の氏名

3 緊急連絡人を変更する理由

4 緊急連絡人の請書

入居者 に関し緊急連絡人 は、次の事項を堅く守ります。

- (1) 入居者が条例及び規則の規定並びに請書1の記に掲げる事項に違反した場合には、知事 (市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長) が行う是正措置及びその指導に協力します。
- (2) 入居者が知事 (市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長) に無断で県営住宅を立ち退いた場合には、入居者に代わって県営住宅明渡届出書の提出を行い、及び入居者に係る家財等の処分について県に協力します。

緊急連絡人

ふりがな	実	入居者との続柄	生 年 月 日
氏 名	印		年 月 日
住 所	電話番号 () -		
勤務先の所在地、名称及び電話番号	電話番号 () -		

添付書類 1 新緊急連絡人の印鑑登録証明書

2 その他知事 (市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長) が必要と認める書類

備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

別記第5号様式中「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(連帯保証人である者の取扱いに関する経過措置)

2 この規則の施行の日前に県営住宅に入居している者の連帯保証人である者の取扱いについては、この規則による改正後の和歌山県営住宅条例施行規則第6条及び第7条の規定にかかわらず、この規則による改正前の和歌山県営住宅条例施行規則（以下この項において「旧規則」という。）第6条及び第7条の規定の例による。この場合において、旧規則第6条第1項中「前条に規定する」とあるのは「和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年和歌山県規則第10号）による改正前の和歌山県営住宅条例施行規則第5条に規定する」と、「新たに前条」とあるのは「新たに和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則による改正後の和歌山県営住宅条例施行規則第5条」と、「具備する連帯保証人」とあるのは「有する緊急連絡人」とし、同条第2項中「新たな連帯保証人」とあるのは「新たな緊急連絡人」と、「別記第4号様式」とあるのは「附則別記様式」とし、同条第3項中「連帯保証人」とあるのは「緊急連絡人」と、「印鑑登録証明書及びその収入を証明する書類」とあるのは「印鑑登録証明書」と、「前条」とあるのは「和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則による改正後の和歌山県営住宅条例施行規則第5条」と、「具備する」とあるのは「有する」とする。

(連帯保証人の資格に関する経過措置)

3 この規則の施行の日前に連帯保証人になった者の資格については、なお従前の例による。

附則別記様式 (附則第2項関係)

県営住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

様

住 所

(団地 号棟 階 号室)

氏 名

印

電話番号 () -

年 月 日付けで知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社理事長に提出した県営住宅の入居の請書について、下記のとおり連帯保証人を緊急連絡人に変更したいので、和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (令和2年和歌山県規則第10号) 附則第2項の規定により同規則による改正前の和歌山県営住宅条例施行規則 (平成9年和歌山県規則第95号。以下「規則」という。) 第6条の規定の例によることとされた同条第1項の規定に基づき申請します。

なお、和歌山県営住宅条例 (平成9年和歌山県条例第42号。以下「条例」という。) 及び規則の規定並びに 年 月 日付けで知事又は市町村の長若しくは和歌山県住宅供給公社理事長に提出した県営住宅の入居の請書の1の記 (以下「請書1の記」という。) に掲げる事項に違反したときは、条例第55条第1項に規定する公営住宅監理員等 (条例第55条第1項に規定する公営住宅監理員、同条第3項に規定する県営住宅管理人その他の県営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行う者をいう。) が緊急連絡人に対して、当該違反した事実に関する情報の提供を行うことに異議はありません。

記

- 1 県営住宅の団地名及び住宅番号
 団地 号棟 階 号室
- 2 連帯保証人及び緊急連絡人の氏名
 - (1) 連帯保証人の氏名
 - (2) 緊急連絡人の氏名
- 3 連帯保証人を緊急連絡人に変更する理由

4 緊急連絡人の請書

入居者 に関し緊急連絡人 は、次の事項を堅く守ります。

- (1) 入居者が条例及び規則の規定並びに請書1の記に掲げる事項に違反した場合には、知事 (市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長) が行う是正措置及びその指導に協力します。
- (2) 入居者が知事 (市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長) に無断で県営住宅を立ち退いた場合には、入居者に代わって県営住宅明渡届出書の提出を行い、及び入居者に係る家財等の処分について県に協力します。

緊急連絡人

ふりがな		実		入居者との続柄	生 年 月 日
氏 名		印			年 月 日
住 所	電話番号 () -				
勤務先の所在地、名称及び電話番号	電話番号 () -				

- 添付書類 1 緊急連絡人の印鑑登録証明書
 2 その他知事 (市町村長、和歌山県住宅供給公社理事長) が必要と認める書類
 備考 申請者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。